

## 第21回 時効(1)－取得時効・消滅時効

2005/06/24

松岡 久和

【取得時効】（E185-190頁、佐353-354頁、361-370頁）

**Case40** Y<sub>1</sub>は、平成5年4月2日に本件土地をAから買い受けて占有を開始したが、移転登記をしなかった。Y<sub>2</sub>は、同年5月1日に土地の一部をY<sub>1</sub>から賃借し、その部分を以後占有している。一方、平成7年6月30日に、XはAから本件土地を買い受け、移転登記を得たものの、実際には使用せず放置していた。

平成16年8月ころ、Xは本件土地がYらに占有されているのを発見し、本件土地の明渡しを求めた。

### 1 所有権の取得時効（162条）

#### 1-1 要件

##### ①自主占有

- ・占有＝物の事実上の支配（所持）＋自己のためにする意思（180条）。

自主占有：所有の意思をもってする占有

- ・所有の意思＝所有者と同じように物を排他的に支配しようとする意思。

所有の意思は占有権原の客観的性質によって決まる。

例 所有者もしくは所有者と思われる者から買い受けた者や相続人の占有

他主占有：他人が所有者であることを前提とする占有

例 賃借人・受寄者の占有やこれらの者の相続人が承継する占有

※これらの者（＝占有代理人）を介して占有をさせた貸主・預主が自主占有者。

- ・他主占有者はどれだけ長期間占有していても所有権を時効取得できないが、所有権以外の権利（賃借権・地上権など）の時効取得は可能→2。
- ・他主占有者も自主占有に変わる場合がある（185条、詳細は略）。

②平穩・公然の占有 平穩←→強暴、公然←→隠秘。問題になることは少ない。

##### ③他人の物の占有

★自己の物の取得時効が認められるか？

(ア) 一般論 (a) 否定説←規定の文言、自己の物の取得時効は無意味。

(b) 肯定説←事実状態の永続、真の権利関係の立証の困難。

(イ) 契約当事者間（代金完済前の買主の占有事例）

(a) 否定説←売主の代金請求権だけが失われ均衡を欠く。

(b) 肯定説 判例 判113（代金増額主張に対抗する取得時効の主張－昭44年）

(ウ) 二重譲渡事例（第一買主の占有後時効期間が経過しているが、第二買主の登記時からはまだ時効期間が経過していない場合）→「時効と登記」（民法第二部）

(a) 否定説←177条の判断と矛盾。登記の欠缺を時効で補うのは想定外。

(b) 肯定説←第一買主の遡及的失権、144条・162条の文言。

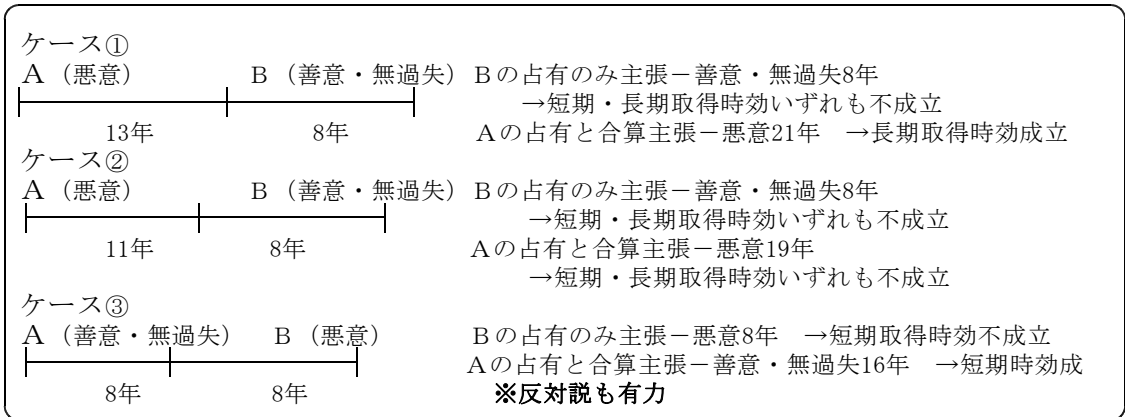
判例 百44＝判112（贈与対抵当権による競売の競落人－昭42年）

判115（第二譲受人からの輾轉譲渡と時効の起算点－昭46年）

**ブレイク** 短期取得時効（162条2項）は「不動産」から「他人の物」への改正  
192条（即時時効・瞬間時効→即時取得・善意取得。取引安全保護に純化）。

④10年以上（短期取得時効。2項）もしくは20年以上（長期取得時効。1項）の占有継続

- ・起算点は現実の占有開始時（**判例** 判114-昭35年・通説←逆算説）  
←144条・162条の文言、取得時効と登記の問題の混乱防止
- ・占有を奪われても占有回収訴訟で勝てば占有継続扱い（200条1項・203条ただし書）。
- ・前主（あるいは前々主以前）の自主占有との合算が可能（187条1項）。  
←占有の二面性（占有権移転の承継取得性・自己自身の支配の原始取得性）
- ・合算する場合には、前主の占有の瑕疵も引き継ぐ（2項。下図参照）。



⑤占有開始時の善意・無過失（短期取得時効のみ。162条2項）

- ・無効な売買契約に基づく占有はもとより取引行為によらず自己が所有者であると過失なく誤信した場合でもよい（**判例・通説**）←沿革に忠実な取引行為限定説（無効な契約でもよいが取引行為による占有取得に限る）や正権原必要説もある。

1-2 2つの推定と証明責任

- ①善意・平穩・公然の自主占有は推定される（186条1項）→相手方が反対の立証を要す。  
※無過失は推定されないので占有者に立証責任がある。
- ②二時点での占有事実を立証すればその間の占有継続が推定される（186条2項）。

1-3 効果

- ・所有権の原始取得：占有者は負担のない所有権を取得。真の権利者は失権。

2 所有権以外の権利の取得時効（163条）

- ・上記①の自主占有に代えて、自己のためにする占有（他主占有）。
- ・取得が可能なのは、地上権・永小作権・地役権（→283条：継続かつ表現のものに限る）・質権・賃借権（**判例** 判116：賃料の支払いの継続が必要－昭62年）  
※自主占有者の取得時効が成立しない場合と賃貸借契約無効の場合に実益がある。

## 【債権の消滅時効】（E181-184頁、191-192頁、佐370-374頁）

**Case41** 平成5年4月3日、Xは、利率年利8%、期限を平成6年4月4日とする約定で、Yに100万円を貸し付けたが、Yは期限に元利金の弁済ができず、Xもあきらめていたところ、平成15年の末にYは、資産家の父Aを相続した。XはYに対して、100万円＋利息80万円近くの請求ができるか。弁済期限を定めていなかったとするとどうか。

### 1 各種の時効期間規定（最重要のもののみ抜粋）

- ・民事債権一般（原則）……10年（167条1項）
- ・商行為から生じる債権……5年（商522条）
- ・不法行為に基づく損害賠償債権……3年または20年（724条）

**判例からの具体例** 判117：国の安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権の消滅時効は、会計法30条所定の5年ではなく、民法167条1項による10年－昭50年。

最判昭和55年1月24日民集34巻1号61頁・最判平成3年4月26日判時1389号145頁：人間の不当利得返還請求権の消滅時効期間も10年。

最判昭和50年4月11日民集29巻4号417頁：農地の場合の県知事に対する許可申請協力請求権も売買契約時から10年で消滅時効にかかる。

### 2 消滅時効の起算点（166条1項）

- ・一般：法律上の権利行使可能時（判例・通説）
  - ←①法律関係の安定、②権利者の懈怠、③例外規定（724条等）の存在
  - ←→現実的期待可能性説：権利行使が現実的に可能だった時点から起算。
- ・期限・条件と消滅時効の起算点の関係
  - 期限付債権……期限到来時：ただし142条も参照
  - 条件付債権……条件成就時
  - 期限の定めのない債権…債権成立時
  - ※債務者が履行遅滞になる時点（412条）とは異なることに注意。
- ・初日不算入の原則（140条、手73条・77条1項、小61条、税通10条1項、地稅20条の5・1項など）
  - ←→年齢は初日参入（年齢計算。E183頁コラム93「4月1日生まれのなぞ」）
- ・判例からの具体例 最判昭和55年2月29日民集34巻2号197頁：他人の農地の買主の許可申請協力請求権は売主の所有権取得時から起算。
  - 最判平成10年4月24日判時1661号66頁：農地が二重売買されて履行不能となった場合の損害賠償請求権は契約締結時から起算。
  - 最判昭和35年11月1日民集14巻13号2781頁：契約解除による原状回復請求が履行不能となったことによる損害賠償債権は、解除時から起算。
  - 最判平成11年11月9日民集53巻8号1403頁：破産免責決定の効力を受ける債権は、債権者において訴えをもって履行を請求し、その強制的実現を図ることができなくなるため、消滅時効の進行を観念しえない。
- ・割賦払金の場合：**原則** 各期毎に時効が進行。
  - 例外** 期限の利益が喪失して債権者が全額の弁済を求める意思表示をした場合に限り、その時から全額について消滅時効が進行。
  - 判例** 判118－昭42年←→喪失事由発生時説（有力説）

- ・特殊な例 **判例** 百45＝判119一平6年：長期間にわたって症状の進行する塵肺に罹患した者の損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けたときから進行。

### 3 時効の完成日

- ・期間満了は期間末日終了時点（141条）。  
 ※142条は取引の問題ではないから消滅時効の完成日には影響しない。
- ・時効完成月に起算日に対応する日が存在しないときは、月末が完成日となる（143条2項。例：閏年の2月29日に起算される消滅時効の完成）。

### 4 消滅時効の効果

- ・債権の請求力・執行力が消滅するが、**給付保持力**は残る→いわゆる**自然債務**。
- ・例外：自働債権の時効完成時以前に相殺適状にあれば、完成後も相殺できる（508条）。

## 【債権・所有権以外の財産権の消滅時効】（E192-194頁、佐372頁）

### 1 一般（167条2項）

- ・所有権および所有権に基づく請求権は消滅時効にかからない。  
 ※取得時効されれば従来の所有権者は失権するがそれとは話が別。
- ・所有権・債権以外の財産権の時効期間は一般には20年  
**例外則** 担保物権は原則として被担保債権と別個には時効消滅しない。  
 抵当権（396・397条）はさらにその例外。  
 営業秘密使用行為停止・予防請求権（不正競争8条：3年または10年）

### 2 形成権と消滅時効

#### 2-1 取消権（126・426・919条、消契7条1項など）

- ①二段階構成説（判例） 取消権が短期消滅時効にかかるが、取消権行使の結果発生する不当利得返還債権には別途10年の一般的な消滅時効。  
 ←(a) 不当利得返還債権は別個債権、(b) 不当利得債権が行使可能なのは取消時から  
**批判** (a) 短期決済の趣旨に反する、(b) 形成権には時効は考慮しえない。
- ②一段階構成説（有力説） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権も取消可能時から短期消滅時効にかかる。
- ③折衷説（松岡・下記判批） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権は取消時から短期消滅時効にかかる。

#### 2-2 解除権（565条・566条・570条等以外は規定なし）

- ・一般的には10年の消滅時効にかかる（判例・通説）。
- ・起算点 **判例** 判120：賃貸借契約の解除権は10年の時効によって消滅する。最終支払期日が経過したときから時効が進行する－昭56年。  
 判122：無断転貸を理由にする賃貸借契約の解除権の消滅時効は、転借人の使用収益開始時から進行する－昭30年。
- ・解除後の原状回復請求権との関係：余り議論がないが理論的には2-1と同じか？

#### 2-3 その他の形成権（565条等の代金減額・損害賠償請求権等、826条、1042条等）

- ・取消権と同様の処理。  
**判例** 最判平成4年10月20日民集46巻7号1129頁（松岡「判批」民商109巻1号105頁以下）